

津市行政の公正公平の確保に関する条例(案)の パブリックコメント実施結果について



問い合わせ 内部統制室 ☎229-3206 📠229-3347

津市では、「津市行政の公正公平の確保に関する条例」を制定する準備を進めています。8月11日～9月10日に、条例案に関するパブリックコメント(意見募集)を実施したところ、109件のご意見をいただきましたので、実施結果の概要をお伝

えます。

パブリックコメントの実施結果を踏まえて当初の条文を修正し、12月の令和3年第4回津市議会定例会へ条例案を提出する予定です。



津市行政の公正
公平の確保に
関する条例(案)

結果概要

延べ24人と2団体から、109件のご意見をいただきました。

特に多かったご意見は次のとおりです。

- 職員の責務に関する第3条…16件
- 要望等への職員の対応に関する第6条…15件

- 自治会その他の市民活動団体の理解や協力に関する第5条…11件
- 不当要求行為に関する第7条…10件
- その他条文以外に関して…35件

ご意見と津市の考え方の一部を紹介します

ご意見	津市の考え方
用語が何を指すのかあいまいなので、具体的に定義してほしい	新たに用語の定義を設けることを検討します
市長や副市長などの責務は職員の責務に「準用」するのではなく「直接適用」するべきだ	市長や副市長などに「直接適用」することを検討します
条例制定だけではなく、職員の研修や意識改革などにも力を入れてほしい	今後も研修等を通じて、職員の技能向上や意識改革に取り組みます
公職者からの口利きへの対策が必要だ	要望等の記録化や、場合によっては概要を公表するなどの対策を行います
条例の運用状況や不当要求行為の状況を説明・公表する場を設けてはどうか	年1回程度、本条例の運用状況の公表を検討します

お寄せいただいた全てのご意見とそれに対する津市の考え方・理由などについては、津市ホームページまたは内部統制室、総務課情報公開室、各総合支所地域振興課でご覧いただけます。



パブリックコメント結果